



【パフォーマンスレポート】

公表日：2012年5月31日

地域金融機関平成20年3月CLO

ストラクチャードファイナンス本部

【現状】

発行日（2008年3月25日）から2012年3月21日までの期間（計算期間）における裏付資産の累積デフォルト債権の発生率は約6.27%であり、計算期間末日時点で長期延滞債権が6件発生している。計算期間末日時点における長期延滞債権がデフォルトした場合の累積デフォルト率は約7.97%である。

これらを踏まえて、最大債務者のデフォルトに対する耐久度などを考慮し、優先受益権およびメザニン受益権の格付をAAAとしている。

なお、一部金融機関のデフォルト債権等の累計額が、当該金融機関のジュニア劣後金額を超過したため、シニア劣後受益権償還停止トリガー事由に該当し、2010年1月15日以降シニア劣後受益権元本償還と配当金支払いが停止している。

【格付対象】

信託の名称	地域金融機関平成20年3月CLO		
金額	優先受益権 1,680,000,000円（当初：8,400,000,000円） メザニン受益権 92,000,000円（当初：460,000,000円）		
委託者	日本政策金融公庫		
オリジネーター	留萌信用金庫、日本政策金融公庫		
受託者	みずほ信託銀行		
信託受益権販売業者	三菱UFJモルガン・スタンレー証券		
裏付資産	平成20年3月CLOのオリジネーターが募集した中小企業向け貸付債権		
信託設定日	2008年3月25日		
予定最終償還日	2013年4月15日		
法定最終償還日	2014年4月15日		
償還方法	コントロールド・アモチゼーション （優先受益権、メザニン受益権の割合に応じたプロラタ償還）		
信用補完	優先劣後構造		
	現在の格付	発行時の格付	個別信用補完
優先受益権	AAA	AAA	メザニン受益権、シニア劣後受益権、 ジュニア劣後受益権（劣後比率約 27.2%）
メザニン受益権	AAA	AA-	シニア劣後受益権、ジュニア劣後受 益権（劣後比率約23.2%）
備考	格付は、法定最終償還日までに優先受益権、メザニン受益権の元本が 全額支払われ、期日通りに配当される可能性を評価している。		

【裏付資産の状況】

	2008/3/25	2012/3/21
債権元本残高	10,233,000,000 円	1,784,600,000 円
元本残高率	100%	17.44%
延滞債権元本金額	0 円	0 円
延滞率	0%	0%
長期延滞債権元本金額	0 円	174,000,000 円
長期延滞率	0%	9.75%
累積デフォルト債権元本金額	0 円	641,123,807 円
累積デフォルト率	0%	6.27%
債務者数	219 社	183 社

元本残高率：計算期間末日の元本残高／当初債権元本残高

延滞債権元本金額：計算期間末日時点で3カ月未満の延滞である債権の元本金額

延滞率：計算期間末日の延滞債権元本金額／計算期間末日の債権元本残高

長期延滞債権元本金額：計算期間末日時点で3カ月以上延滞である債権の元本金額

長期延滞率：計算期間末日の長期延滞債権元本金額／計算期間末日の債権元本残高

累積デフォルト債権元本金額：計算期間末日時点のデフォルト債権の累計元本金額

累積デフォルト率：計算期間末日の累積デフォルト債権元本金額／当初債権元本残高

デフォルト債権：デフォルト債権は以下のいずれかに該当するものをいう。

- ①原債務者に金銭消費貸借契約に定める「期限の利益の当然喪失事由」に該当する事由が生じたもの
- ②原債務者に金銭消費貸借契約に定める「期限の利益の請求喪失事由」に該当する事由が生じ、かつ請求通知により期限の利益を喪失したもの

Credit Express は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、R&I は、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき <http://www.r-i.co.jp/jpn/policy/policy.html> をご覧ください。